

第 3 期中期目標期間の教育研究の状況についての 評価における「第 2 期からの主な変更点」(更新案)

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下、「機構」という。)は、文部科学省国立大学法人評価委員会(以下、「法人評価委員会」という。)から、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下、「国立大学法人等」という。)の教育研究の状況の評価(以下、「教育研究評価」という。)の実施要請を受けています。

第 3 期中期目標期間の教育研究評価については、法人評価委員会による実施要領^{注)}(以下、「実施要領」という。)、国立大学法人等へのアンケート調査や「評価実施要項」に対する意見募集の結果等を踏まえて、評価スケジュール、評価方法等を以下のとおり変更します。

(注)「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領(平成 27 年 5 月 27 日 一部改正：平成 31 年 3 月 22 日)」

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/29/1414897_002.pdf)

1. 評価実施スケジュール、評価実施体制

《評価実施スケジュールの見直し》

国立大学法人法の改正に伴い、第 3 期中期目標期間の教育研究評価においては、2020 年度に 4 年目終了時評価(同法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号)を、2022 年度に中期目標期間終了時評価(同法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号)を実施します。

4 年目終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」、「学部・研究科等の現況分析」、「研究業績水準判定」を実施し、中期目標期間終了時評価では、「中期目標の達成状況評価」のみを実施します。

【第 3 期中期目標期間の教育研究評価】

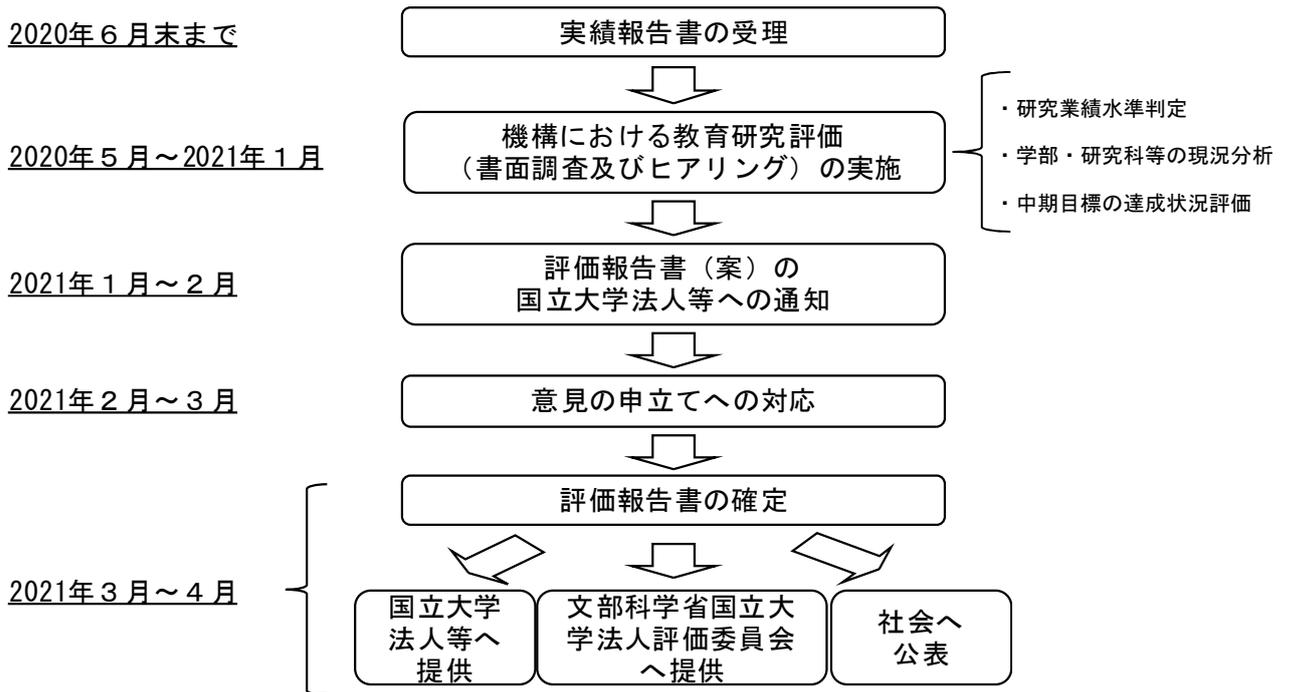
2020 年度実施：4 年目終了時評価

(国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号)

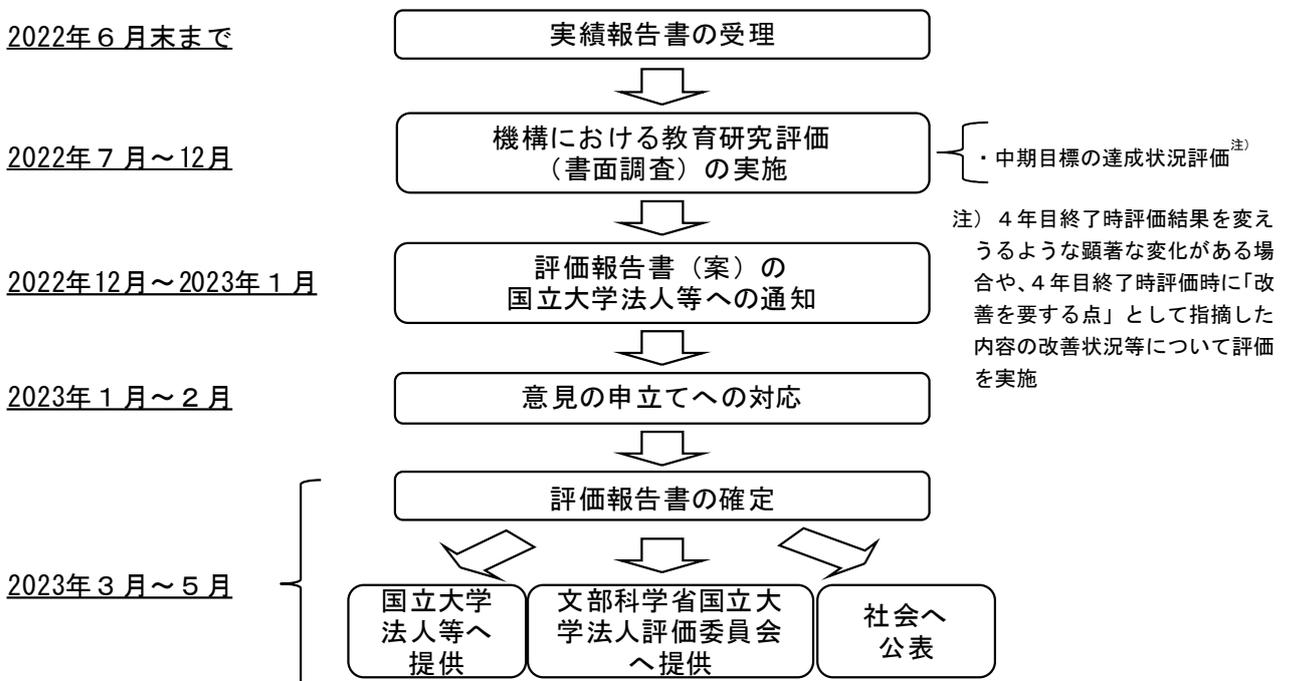
2022 年度実施：中期目標期間終了時評価

(国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号)

● 4年目終了時評価のスケジュール



● 中期目標期間終了時評価のスケジュール



●実績報告書の提出期限

法人評価委員会から機構への要請において、学部・研究科等の現況分析の結果（以下、「現況分析結果」という。）を中期目標の達成状況評価に活用することが求められています。

このため、現況分析作業と達成状況の評価作業を段階的に進め、達成状況評価において現況分析結果を十分に活用するための確認・反映等の作業期間を設ける必要があること、また、第2期中期目標期間の教育研究評価に係る国立大学法人等からのアンケートの回答においても「学部・研究科等の現況調査表と中期目標の達成状況報告書の作成が同時並行で進むことにより、本部での整合性の確認、とりまとめ作業が困難であった。」等の意見があったことを踏まえて、4年目終了時評価における提出資料のうち、「学部・研究科等の現況調査表」及び「研究業績説明書」の提出期限を次のとおりとします。

【提出期限（4年目終了時評価）】

- ・ 研究業績説明書：2020年4月24日（金）
 - ・ 学部・研究科等の現況調査表：2020年5月29日（金）
- （中期目標の達成状況報告書：2020年6月30日（火））

※ 中期目標期間終了時評価においては、中期目標の達成状況評価のみを実施するため、提出資料は「中期目標の達成状況報告書」のみとし、その提出期限は2022年6月末とします。

●ヒアリングの実施内容、実施方法

4年目終了時評価では、書面調査で確認できなかった事項等を十分に調査・把握することを目的として、ヒアリングを実施します。^{注)}

なお、国立大学教育研究評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が必要と認める場合には、訪問調査を実施します。

ヒアリングの実施方法については、テレビ会議システムを用いたヒアリングを主として行います。

注) 中期目標期間終了時評価においても、評価委員会が必要と認める場合には、ヒアリング（訪問調査を含む）を実施します。

【ヒアリング実施期間（4年目終了時評価）】

2020年12月上旬～中旬（2週間以上）

《評価実施体制の見直し》

●現況分析部会の構成

現況分析部会について、総合科学系を総合文系、総合理系、総合融合系の3つに分けるなど、以下の学系部会で構成します。

人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関（計11部会）

2. 中期目標の達成状況評価

《判定方法の見直し》

●段階判定の評定及びその表記等

- ・ 社会に分かりやすく示す観点から、法人評価委員会が実施する業務運営、財務内容等の評価と、大項目の判定の基準となる位置を合わせます。
- ・ 大項目及び中項目の判定を6段階判定とし、実施要領の一部改正（平成31年3月22日）に基づき、表記の変更を行います。
- ・ 中期計画を3段階判定、小項目を5段階判定とし、国立大学法人等ごとの具体的な中期目標が設定されている小項目の評価をより重視した仕組みとします。
- ・ 小項目の判定においては、中期計画の段階判定の平均値とともに、小項目（具体的な中期目標）が達成されているか（達成が見込まれるか）、小項目に照らして「優れた実績」や「特筆すべき実績」として認められるかなどの視点から行います。
- ・ 中期計画及び小項目の判定について、4年目終了時評価と中期目標期間終了時評価の評価期間の状況に合わせた表記に変更します。

《現況分析結果の活用方法の見直し》

●達成状況評価の段階判定への積極的な活用

- ・ 法人評価委員会から機構への要請において、達成状況評価に当たっては、現況分析の水準（質の向上の状況を含む）判定の結果を十分に活用することが求められていることを踏まえて、第3期においては、さらに現況分析結果を達成状況評価における中期目標の段階判定に活用します。

関連資料

別紙「現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用の具体化について」

【第3期中期目標期間 教育研究評価 達成状況評価 判定イメージ】

	中期計画	中期目標（小項目）	中期目標（中項目）	中期目標（大項目） ^{注）}
	○中期計画の判定 評価者が評価 （3段階）	○小項目の判定 中期計画の平均値とともに、小項目が達成されているか（達成が見込まれるか）、小項目に照らして優れた実績や特筆すべき実績として認められるかなどの視点から判定 （5段階） 「優れた点」等の指摘	○中項目の判定 小項目の平均値 （6段階※） ※「重大な改善事項」を含む	○大項目の判定 中項目の平均値 （6段階※） ※「重大な改善事項」を含む
4年目終了時	3：「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」 2：「中期計画を実施している」 1：「中期計画を十分に実施しているとはいえない」	5：「中期目標の達成に向けて進捗し、特筆すべき実績を上げている」 4：「中期目標の達成に向けて進捗し、優れた実績を上げている」 3：「中期目標の達成に向けて進捗している」 2：「中期目標の達成に向けて十分に進捗しているとはいえない」 1：「中期目標の達成に向けて進捗していない」	5：「中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」 4：「中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」 3：「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」 2：「中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる」 1：「中期目標の達成のためには遅れている」 ※「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」	5：「中期目標の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」 4：「中期目標の達成に向けて計画以上の進捗状況にある」 3：「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」 2：「中期目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる」 1：「中期目標の達成のためには遅れている」 ※「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」
中期目標期間終了時	3：「中期計画を実施し、優れた実績を上げている」 2：「中期計画を実施している」 1：「中期計画を十分に実施しているとはいえない」	5：「中期目標を達成し、特筆すべき実績を上げている」 4：「中期目標を達成し、優れた実績を上げている」 3：「中期目標を達成している」 2：「中期目標を十分に達成しているとはいえない」 1：「中期目標を達成していない」	5：「中期目標を上回る顕著な成果が得られている」 4：「中期目標を上回る成果が得られている」 3：「中期目標を達成している」 2：「中期目標をおおむね達成している」 1：「中期目標の達成状況が不十分である」 ※「中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある」	5：「中期目標を上回る顕著な成果が得られている」 4：「中期目標を上回る成果が得られている」 3：「中期目標を達成している」 2：「中期目標をおおむね達成している」 1：「中期目標の達成状況が不十分である」 ※「中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある」

注）基準となる達成状況を4年目終了時は「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」、中期目標期間終了時は「中期目標を達成している」に置く

【参考（第2期中期目標期間 教育研究評価 達成状況評価 判定イメージ）】

中期計画	中期目標（小項目）	中期目標（中項目）	中期目標（大項目）
○中期計画の判定 評価者が評価 （4段階）	○小項目の判定 中期計画の平均値 （4段階） ※評価者が平均値から異なる判定とすることも可	○中項目の判定 小項目の平均値 （5段階） 「優れた点」等の指摘	○大項目の判定 中項目の平均値 （5段階）
4：「非常に優れている」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」	4：「非常に優れている」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」	4：「非常に優れている」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」	4：「非常に優れている」 3：「良好」 2：「おおむね良好」 1：「不十分」 ※「重大な改善事項」

3. 学部・研究科等の現況分析

《分析項目の構成の見直し》

●学系別の記載項目の設定

- ・ 第2期中期目標期間の教育研究評価における「学部・研究科等の現況調査表」では、分析項目・観点ごとに、具体的な記載内容や根拠となる資料・データをどのように示すかは各国立大学法人等に委ねていたため、国立大学法人等からのアンケートの回答において「何を記載すべきか迷った」との意見や、評価者からのアンケートの回答においても「記載内容が多様で判断が難しい」との意見があったことなどを踏まえ、「学部・研究科等の現況調査表」の記載内容について一定の標準化を図るため、各分析項目の下に学系別の複数の「記載項目（以下、「学系別の記載項目」という。）」を設定します。
- ・ 学系別の記載項目（「必須記載項目」及び「選択記載項目」）の構成や判定方法等については、「実績報告書作成要領」や「評価作業マニュアル」に示すとともに、さらに現況調査表を作成するに当たり、学系ごとに“指針”として参考となるよう示した「現況調査表ガイドライン」を作成します。
- ・ 学系別の記載項目の設定※や「現況調査表ガイドライン」の作成に当たっては、評価委員会の下に設置する学系別検討チームにおいて、各学問分野の特性を踏まえて協議しています。

※ 教育の必須記載項目の設定に当たっては、機構の大学機関別認証評価（領域6「教育課程と学習成果に関する基準」）の記載内容（基準や分析項目）との関係を考慮しています。

《記載項目の構成》

●「基本的な記載事項」及び「第3期中期目標期間に係る特記事項」の設定

- ・ 記載項目には、「基本的な記載事項」及び「第3期中期目標期間に係る特記事項」をそれぞれ区分して設定します。

〔基本的な記載事項〕

記載項目を調査・分析するに当たり、必要と認められる記載事項。

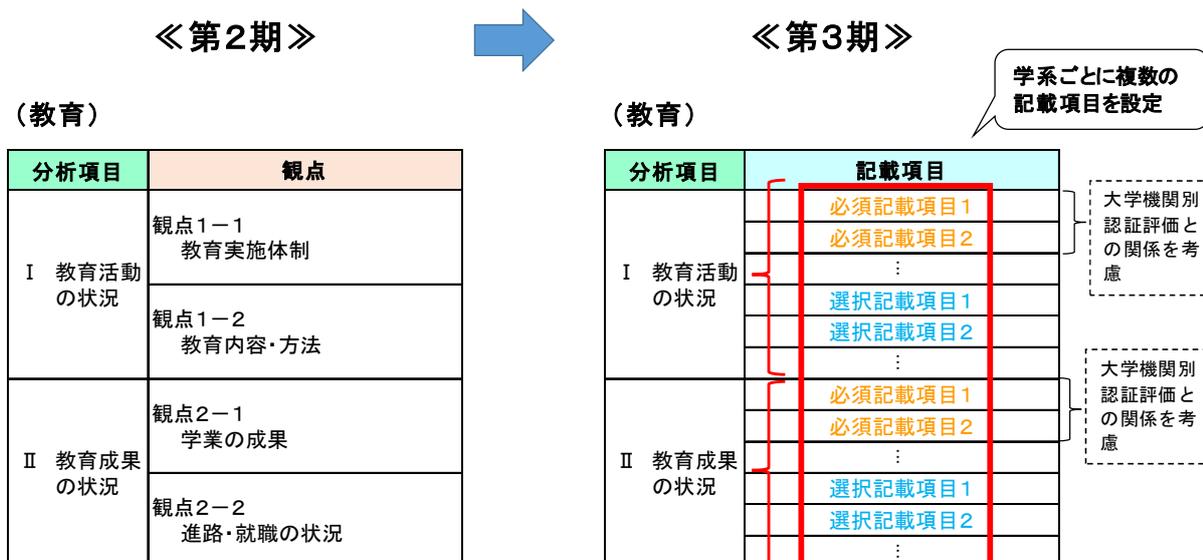
（基本的な記載事項の例）

- ・ 公表された学位授与方針・教育課程方針・学生受入方針、シラバスなど

〔第3期中期目標期間に係る特記事項〕

記載項目を調査・分析するに当たり、第3期中期目標期間における学部・研究科等の優れた取組及び特徴的な取組、並びにそれらの成果を記載する事項。

【第3期中期目標期間 教育研究評価 分析項目の構成イメージ（教育の場合）】



● 「教育の水準」の分析項目及び記載項目の構成

分析項目	記載項目	
I 教育活動の状況	必須記載項目	1 学位授与方針 2 教育課程方針 3 教育課程の編成、授業科目の内容 4 授業形態、学習指導法 5 履修指導、支援 6 成績評価 7 卒業（修了）判定 8 学生の受入
	選択記載項目	○○○○（学系別に一部異なる）
	必須記載項目	1 卒業（修了）率、資格取得等 2 就職、進学
II 教育成果の状況	必須記載項目	1 卒業（修了）率、資格取得等 2 就職、進学
	選択記載項目	○○○○（学系別に一部異なる）

● 「研究の水準」の分析項目及び記載項目の構成

分析項目	必須記載項目	
I 研究活動の状況	必須記載項目	1 研究の実施体制及び支援・推進体制
		2 研究活動に関する施策／ 研究活動の質の向上
		3 論文・著書・特許・学会発表など
		4 研究資金
	選択記載項目	○○○○（学系別に一部異なる）
II 研究成果の状況	必須記載項目	1 研究業績

《判定方法の見直し》

●質の向上の状況を含む水準の評価

法人評価委員会による実施要領を踏まえ、水準の判定と質の向上度の判定を別々に行わず、水準の判定の中で質の向上の状況も含めて評価を行います。

●評定の表記

評定について質の状況を評価することを示す表記に変更します。

●評価の視点

第2期中期目標期間の教育研究評価の際の「想定する関係者の期待にどの程度応えているか」という視点による評価方法について、国立大学法人等からのアンケートの回答において「想定する関係者の期待の内容を記載することが難しい」との意見や、評価者からのアンケートの回答においても「国立大学法人等が自ら記載した想定する関係者の期待の内容を基に評価することが難しい」との意見があったことなどを踏まえ、「学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるか」という視点による評価を実施します。

【第3期中期目標期間 教育研究評価 現況分析 判定イメージ】

		水準	
教育	①教育活動の状況	<p>4段階で判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特筆すべき高い質にある ・高い質にある ・相応の質にある ・質の向上が求められる 	
	②教育成果の状況		
研究	①研究活動の状況		<p>視点</p> <p>各学部・研究科等の目的に照らして、取組や活動、成果の状況がどの程度の質にあるか</p> <p>第2期中期目標期間終了時点と評価時点での質の向上の状況も含めて判断</p>
	②研究成果の状況		

【参考（第2期中期目標期間 教育研究評価 現況分析 判定イメージ）】

		水準	質の向上度		
教育	①教育活動の状況	<p>4段階で判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期待される水準を大きく上回る ・期待される水準を上回る ・期待される水準にある ・期待される水準を下回る 	<p>4区分で判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きく改善、向上している、又は高い質を維持している ・改善、向上している ・質を維持している ・質を維持しているとはいえない 		
	②教育成果の状況				
研究	①研究活動の状況			<p>視点</p> <p>各学部・研究科等の目的に照らして、それぞれの組織が想定する関係者（ステークホルダー）の期待にどの程度応えているか</p>	<p>視点</p> <p>第1期中期目標期間終了時点と評価時点の水準を比較・分析し、どの程度水準が向上しているか</p>
	②研究成果の状況				

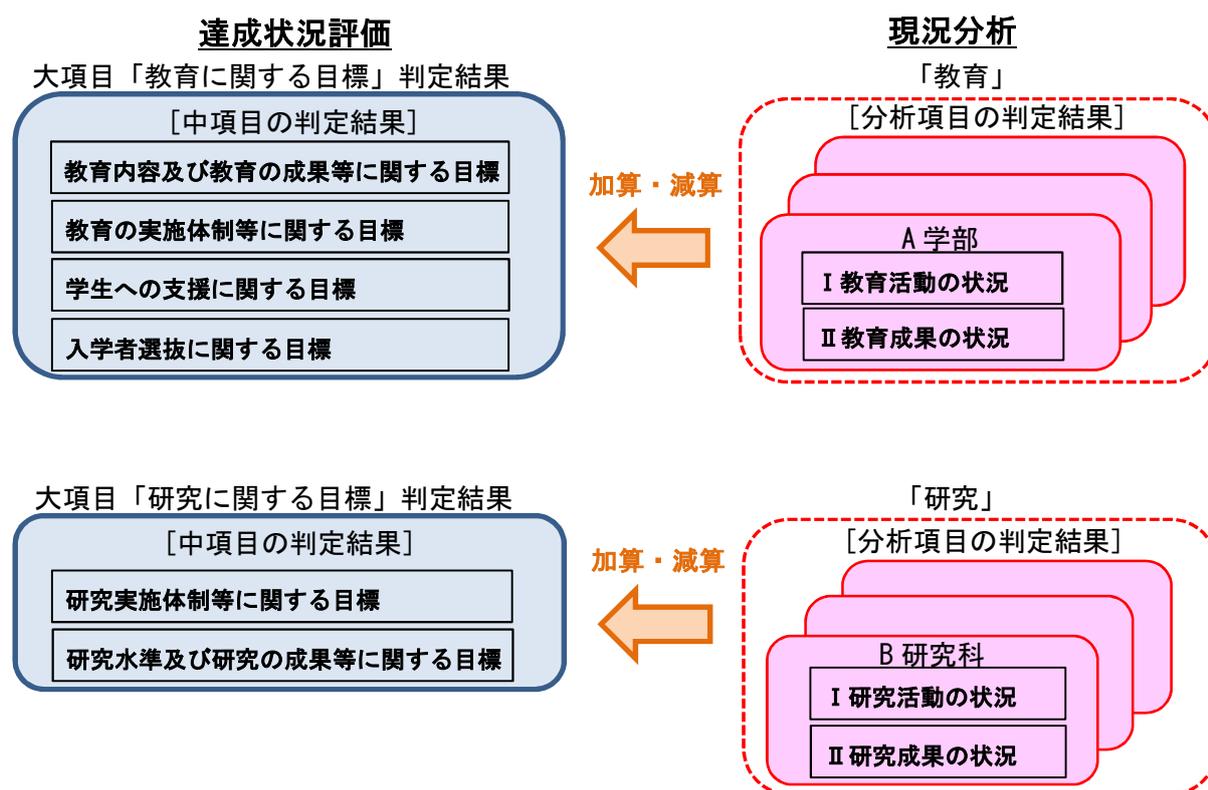
第2期中期目標期間の教育研究評価（現況分析）の水準判定においては、各分析項目の下に観点を設け、観点ごとの判定（3段階）を積み上げ、各分析項目の判定（4段階）を行った。

現況分析結果の達成状況評価への積極的な活用について（案）

◆ 中期目標の段階判定への積極的な活用について

- 文部科学省国立大学法人評価委員会から機構への要請において、達成状況評価に当たっては、現況分析の水準（質の向上の状況を含む）判定の結果を十分に活用することが求められていることを踏まえて、第3期においては、現況分析結果を達成状況評価における中期目標の段階判定に活用する。
- 具体的には、大項目「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」において、それぞれの中項目判定の平均値に現況分析の「教育」または「研究」の分析項目の判定結果による加算・減算を行うこととし、最終的には国立大学教育研究評価委員会が決定する。

《現況分析の判定結果の活用イメージ》



大項目「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」において、それぞれの中項目判定の平均値に、現況分析の「教育」または「研究」の分析項目の判定結果による加算・減算を行うこととし、最終的には国立大学教育研究評価委員会が決定する。